

平成 29 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

平成29年度盛岡市議会定例会議案正誤表

区 分	正	誤
議案第45号 1 ページ 17行目から18行目	(資本的収入及び支出) 第 <u>3</u> 条	(資本的収入及び支出) 第 <u>2</u> 条
議案第45号 2 ページ 1行目から2行目	(企業債) 第 <u>4</u> 条	(企業債) 第 <u>3</u> 条

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	平成29年度盛岡市一般会計予算……………	1
議案第 2 号	平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算……………	14
議案第 3 号	平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算……………	17
議案第 4 号	平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算……………	21
議案第 5 号	平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算……………	24
議案第 6 号	平成29年度盛岡市介護保険費特別会計予算……………	29
議案第 7 号	平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算……………	34
議案第 8 号	平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算……………	37
議案第 9 号	平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算……………	40
議案第 10 号	平成29年度盛岡市東中野財産区特別会計予算……………	43
議案第 11 号	平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算……………	46
議案第 12 号	平成29年度盛岡市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 13 号	平成29年度盛岡市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 14 号	平成29年度盛岡市病院事業会計予算……………	別冊
議案第 15 号	盛岡市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について……………	49
議案第 16 号	盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について……………	50
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	51
議案第 18 号	盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について……………	52
議案第 19 号	盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例につ いて……………	55
議案第 20 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について……………	57
議案第 21 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	62
議案第 22 号	盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について……………	66
議案第 23 号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について……………	69
議案第 24 号	盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一 部を改正する条例について……………	70
議案第 25 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	71
議案第 26 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について……………	72
議案第 27 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	73
議案第 28 号	盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について……………	76
議案第 29 号	荻川辺地総合整備計画の変更について……………	77

議案第 30 号	盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について.....	78
議案第 31 号	包括外部監査契約の締結について.....	79
議案第 32 号	盛岡北部行政事務組合理約の一部を変更する規約の協議について.....	80

議案第 1 号

平成29年度盛岡市一般会計予算

平成29年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 107,660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 42,256,682
	1 市民税	20,513,880
	2 固定資産税	16,927,327
	3 軽自動車税	603,457
	4 市たばこ税	2,067,075
	5 入湯税	54,906
	6 都市計画税	2,090,037
2 地方譲与税		863,998
	1 地方揮発油譲与税	283,649
	2 自動車重量譲与税	580,349
3 利子割交付金		47,529
	1 利子割交付金	47,529
4 配当割交付金		135,789
	1 配当割交付金	135,789
5 株式等譲渡所得割交付金		107,827
	1 株式等譲渡所得割交付金	107,827
6 地方消費税交付金		5,455,825
	1 地方消費税交付金	5,455,825
7 ゴルフ場利用税交付金		26,365

款	項	金額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	26,365
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		136,955
	1 自動車取得税交付金	136,955
10 地方特例交付金		142,135
	1 地方特例交付金	142,135
11 地方交付税		13,897,536
	1 地方交付税	13,897,536
12 交通安全対策特別交付金		62,358
	1 交通安全対策特別交付金	62,358
13 分担金及び負担金		1,535,649
	1 負担金	1,535,649
14 使用料及び手数料		1,856,535
	1 使用料	1,321,194
	2 手数料	476,363
	3 証紙収入	58,978
15 国庫支出金		19,583,286
	1 国庫負担金	15,154,681

款	項	金額
		千円
	2 国庫補助金	4,364,508
	3 委託金	64,097
16 県支出金		6,869,228
	1 県負担金	4,606,144
	2 県補助金	1,766,863
	3 委託金	496,221
17 財産収入		496,786
	1 財産運用収入	161,817
	2 財産売却収入	334,969
18 寄附金		202,817
	1 寄附金	202,817
19 繰入金		1,998,477
	1 特別会計繰入金	30,936
	2 基金繰入金	1,967,541
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,424,244
	1 延滞金, 加算金及び過料	135,137
	2 市預金利子	1,122

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	千円 407,777
	4 受託事業収入	5,803
	5 雑入	874,405
22 市債		10,559,977
	1 市債	10,559,977
歳 入 合 計		107,660,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 660,076
	1 議会費	660,076
2 総務費		10,143,876
	1 総務管理費	8,308,446
	2 徴税費	1,086,707
	3 戸籍住民基本台帳費	592,410
	4 選挙費	43,933
	5 統計調査費	33,741
	6 監査委員費	78,639
3 民生費		44,155,064
	1 社会福祉費	17,756,686
	2 児童福祉費	18,314,376
	3 生活保護費	8,084,002
4 衛生費		8,237,995
	1 保健衛生費	2,100,421
	2 清掃費	4,026,906
	3 保健所費	2,110,668
5 労働費		249,990
	1 労働諸費	249,990

款	項	金額
6 農林費		千円 2,648,168
	1 農業費	2,323,864
	2 林業費	324,304
7 商工費		1,213,984
	1 商工費	1,213,984
8 土木費		16,016,839
	1 土木管理費	232,510
	2 道路橋りよう費	4,637,474
	3 河川費	572,810
	4 都市計画費	8,999,890
	5 住宅費	1,574,155
9 消防費		3,893,513
	1 消防費	3,893,513
10 教育費		7,682,036
	1 教育総務費	838,151
	2 小学校費	1,948,610
	3 中学校費	1,220,756
	4 高等学校費	712,562
	5 幼稚園費	355,507

款	項	金額
	6 社会教育費	千円 2,410,582
	7 保健体育費	195,868
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		12,708,458
	1 公債費	12,708,458
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		107,660,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公衆街路灯LED化促進事業に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成39年度	419,645
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成49年度	年 0.5%
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成38年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
舟田2地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成36年度	201万円に物価変動等による増減額を加算した額
前田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成36年度	192万円に物価変動等による増減額を加算した額
湯沢地域交流活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	4,591万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立土淵児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	7,268万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立津志田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	7,020万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成31年度	4,312万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市サクラパーク姫神の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成31年度	637万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
もりおか町家物語館の管理運営に必要な とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	1億6,776万円に物価変動等による増減額を 加算した額
盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛 岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管 理運営に必要なとする経費についての債 務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	9,172万円に物価変動等による増減額を加算 した額
盛岡市立つなぎ多目的運動場及び盛岡 市つなぎスポーツ研修センターの管理 運営に必要なとする経費についての債務 負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	1億719万円に物価変動等による増減額を加 算した額
盛岡市総合アリーナの管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成30年度	8,462万円に物価変動等による増減額を加算 した額
盛岡市立東中野運動広場の管理運営に 必要とする経費についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	908万円に物価変動等による増減額を加算し た額
盛岡市余熱利用健康増進センターの 管理運営に必要なとする経費について の債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	3億5,893万円に物価変動等による増減額を 加算した額
盛岡市見前南地区公民館の管理運営 に必要なとする経費についての債務負 担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成31年度	5億5,728万円に物価変動等による増減額を 加算した額
原敬記念館及び盛岡市先人記念館の 管理運営に必要なとする経費について の債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成33年度	4億1,800万円に物価変動等による増減額を 加算した額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	5,109,977	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成29年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
肴町分庁舎解体事業債	6,300			
青山支所大規模 改修事業債	1,300			
青山地区活動センター 大規模改修事業債	19,500			
仙北地区活動センター 複合化・大規模改修事業債	19,000			
武道館大規模改修事業債	19,900			
アイスリンク整備事業債	3,800			
総合アリーナ整備事業債	18,600			
都南東部体育館 整備事業債	21,500			
山岸児童センター大規模 改修事業債	4,700			
旧とりょう保育園 解体事業債	6,600			
社会福祉施設整備事業債	315,000			
青山老人福祉センター 大規模改修事業債	10,900			
愛宕山老人福祉センター 複合化・大規模改修事業債	3,500			
山岸老人福祉センター 大規模改修事業債	2,500			
上水道安全対策 事業出資債	79,000			
農村整備事業債	21,800			
林道整備事業債	26,200			
公有林整備事業債	34,900			
農民研修センター大規模 改修事業債	2,400			
勤労青少年ホーム複合化 事業債	13,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路等整備事業債	2,302,700			
道路整備事業債	210,300			
高齢者・障害者にやさしい みちづくり事業債	11,800			
急傾斜地崩壊対策事業債	6,000			
河川整備事業債	220,900			
公園整備事業債	421,800			
公営住宅建設事業債	557,600			
公営住宅解体事業債	28,300			
自転車関連整備事業債	800			
消防施設整備事業債	47,000			
仁王小学校校舎長寿命化 改修事業債	7,900			
大新小学校校舎長寿命化 改修事業債	9,600			
緑が丘小学校屋内運動場 長寿命化改修事業債	8,400			
巻堀中学校施設 整備事業債	51,300			
仙北中学校施設 整備事業債	184,500			
城西中学校屋内運動場 改築事業債	26,700			
学校施設防災対策事業債	9,400			
城西中学校校舎長寿命化 改修事業債	2,500			
厨川中学校屋内運動場 長寿命化改修事業債	10,900			
藪川地区公民館移転 整備事業債	155,400			
少年自然の家大規模 改修事業債	486,000			
中央公民館複合化・大規模 改修事業債	54,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)盛岡学校給食センター建設事業債	5,300			
計	10,559,977			

議案第 2 号

平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成29年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,591千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 6,218
	1 使用料	6,217
	2 手数料	1
2 繰入金		2,370
	1 一般会計繰入金	2,370
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 延滞金	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		8,591

歳 出

款	項	金 額
1 公設浄化槽管理費		千円 6,221
	1 公設浄化槽管理費	6,221
2 公債費		2,370
	1 公債費	2,370
歳 出	合 計	8,591

議案第 3 号

平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成29年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 529,247千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 73,334
	1 使用料	73,179
	2 手数料	155
2 国庫支出金		14,000
	1 国庫補助金	14,000
3 繰入金		441,911
	1 一般会計繰入金	441,911
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳 入 合 計		529,247

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 17
	1 農業集落排水整備費	17
2 農業集落排水施設管理費		106,278
	1 農業集落排水施設管理費	106,278
3 公債費		422,952
	1 公債費	422,952
歳 出	合 計	529,247

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成29年度分)	自 平成29年度 至 平成34年度	排水設備普及資金融資金額に対する年利10%以内の利子補給額

議案第 4 号

平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成29年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 131,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 9,935
	1 一般会計繰入金	9,935
2 繰越金		64,540
	1 繰越金	64,540
3 諸収入		56,671
	1 貸付金元利収入	54,702
	2 雑入	1,969
歳入合計		131,146

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 131,146
	1 貸付費	119,039
	2 貸付事務費	12,107
歳 出 合 計		131,146

議案第 5 号

平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成29年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,566,487千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,334,555
	1 国民健康保険税	5,334,555
2 使用料及び手数料		4,402
	1 手数料	4,400
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		6,687,123
	1 国庫負担金	4,769,374
	2 国庫補助金	1,917,749
4 療養給付費交付金		803,636
	1 療養給付費交付金	803,636
5 前期高齢者交付金		7,851,203
	1 前期高齢者交付金	7,851,203
6 県支出金		1,347,972
	1 県負担金	206,380
	2 県補助金	1,141,592
7 共同事業交付金		7,339,041
	1 共同事業交付金	7,339,041
8 財産収入		55
	1 財産運用収入	55

款	項	金額
9 繰入金		千円 2,092,561
	1 一般会計繰入金	2,042,561
	2 基金繰入金	50,000
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		105,937
	1 延滞金, 加算金及び過料	92,590
	2 雑入	13,347
歳 入 合 計		31,566,487

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 446,783
	1 総務管理費	256,059
	2 徴税费	190,166
	3 運営協議会費	558
2 保険給付費		19,144,785
	1 療養諸費	16,683,781
	2 高額療養費	2,352,649
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	94,353
	5 葬祭諸費	12,000
	6 医療費助成費	2,000
3 後期高齢者支援金		3,184,815
	1 後期高齢者支援金	3,184,815
4 前期高齢者納付金		11,504
	1 前期高齢者納付金	11,504
5 老人保健拠出金		66
	1 老人保健拠出金	66
6 介護納付金		1,222,297
	1 介護納付金	1,222,297

款	項	金額
7 共同事業拠出金		千円 7,266,041
	1 共同事業拠出金	7,266,041
8 保健事業費		251,682
	1 保健事業費	251,682
9 基金積立金		53
	1 基金積立金	53
10 諸支出金		27,461
	1 償還金及び還付加算金	27,461
11 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳 出 合 計		31,566,487

議案第 6 号

平成29年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成29年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,731,942千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 5,586,145
	1 介護保険料	5,586,145
2 使用料及び手数料		721
	1 手数料	720
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		5,711,273
	1 国庫負担金	4,208,006
	2 国庫補助金	1,503,267
4 支払基金交付金		6,581,447
	1 支払基金交付金	6,581,447
5 県支出金		3,398,960
	1 県負担金	3,260,197
	2 県補助金	138,763
6 財産収入		97
	1 財産運用収入	97
7 繰入金		3,452,759
	1 一般会計繰入金	3,452,759
8 繰越金		5
	1 繰越金	5

款	項	金額
9 諸収入		千円 535
	1 延滞金, 加算金及び過料	100
	2 雑入	435
歳 入 合 計		24,731,942

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 396,943
	1 総務管理費	202,257
	2 徴収費	36,436
	3 介護認定審査会費	156,524
	4 趣旨普及費	1,726
2 保険給付費		22,979,083
	1 介護サービス等諸費	20,925,123
	2 介護予防サービス等諸費	585,657
	3 その他諸費	31,766
	4 高額介護サービス等費	596,851
	5 高額医療合算介護サービス等費	53,788
	6 特定入所者介護サービス等費	785,898
3 地域支援事業費		879,131
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	503,806
	2 一般介護予防事業費	16,013
	3 包括的支援事業・任意事業費	353,052
	4 その他諸費	5,982
	5 高額介護予防サービス費	138
	6 高額医療合算介護予防サービス費	140

款	項	金額
4 基金積立金		千円 470,481
	1 基金積立金	470,481
5 諸支出金		5,304
	1 償還金及び還付加算金	5,304
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		24,731,942

議案第 7 号

平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成29年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,940,415千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,392,968
	1 後期高齢者医療保険料	2,392,968
2 使用料及び手数料		598
	1 手数料	598
3 繰入金		539,781
	1 一般会計繰入金	539,781
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		7,067
	1 延滞金, 加算金及び過料	865
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雑入	2
歳 入 合 計		2,940,415

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 37,535
	1 総務管理費	2,875
	2 徴収費	34,660
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,895,680
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,895,680
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,940,415

議案第 8 号

平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成29年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,453,445千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 643,746
	1 使用料	643,745
	2 手数料	1
2 繰入金		583,423
	1 一般会計繰入金	583,423
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		226,275
	1 雑入	226,275
歳 入 合 計		1,453,445

歳 出

款	項	金 額
1 市場総務費		千円 585,074
	1 市場管理費	585,074
2 公債費		867,871
	1 公債費	867,871
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,453,445

議案第 9 号

平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成29年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,624千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 13,623
	1 財産運用収入	13,623
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		13,624

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 13,624
	1 管理事務費	13,624
歳 出 合 計		13,624

議案第 10 号

平成29年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成29年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		2,677

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳 出 合 計		2,677

議案第 11 号

平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成29年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		704

歳出

款	項	金額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳出合計		704

議案第 15 号

盛岡市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について
盛岡市社会福祉審議会条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
盛岡市社会福祉審議会条例（平成19年条例第60号）の一部を次のように改正する。
第2条中「児童福祉」の次に「及び精神障害者福祉」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）の施行に伴い、盛岡市社会福祉審議会が調査審議する事項を追加しようとするものである。

議案第 16 号

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

盛岡市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第33条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第34条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 5月30日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、情報提供等記録の範囲を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,504人」を「1,444人」に、「199人」を「200人」に、「220人」を「226人」に、「234人」を「233人」に、「2,328人」を「2,274人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「報酬は、就任の月から退任の月まで」を「月額報酬は、月の初日から末日までの期間につき、その全額を」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「退任した」を「退任し、若しくは死亡した」に、「報酬に」を「年額報酬に」に、「退任」を「退任又は死亡」に、「の月まで」を「又は死亡の月まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 新たに月額報酬を受ける特別職の職員となつた者には、その日から月額報酬を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日月額報酬を受ける特別職の職員となつたときは、その日の翌日から月額報酬を支給する。
- 3 月額報酬を受ける特別職の職員が退任したときは、その日まで月額報酬を支給する。
- 4 月額報酬を受ける特別職の職員が死亡したときは、その月まで月額報酬を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により月額報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の月額報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、月額報酬を受ける特別職の職員（市長が別に定める特別職の職員を除く。）が月の初日（月の途中で就任した場合にあつては、就任の日）から末日（月の途中で退任し、又は死亡した場合にあつては、退任又は死亡の日）までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合には、その月の月額報酬は、支給しない。

農業

別表中

農業委員会	会長	月額 72,200円
	会長の職務代理者及び部会長	月額 46,400円
	委員	月額 42,800円

を

委員会	会長	月額 72,200円
		年額 予算の範囲 内で市長が定める 額
	会長の職務代理者	月額 46,400円
		年額 予算の範囲 内で市長が定める 額
	委員	月額 42,800円
		年額 予算の範囲 内で市長が定める 額
	農地利用最適化推進委員	月額 32,100円
		年額 予算の範囲 内で市長が定める 額

に改め、同表に備考として次

のように加える。

備考 農業委員会の特別職の職員に対しては、月額報酬及び年額の報酬のいずれも支給する。

附 則

この条例中第2条第1項及び第2項の改正規定並びに同項を同条第7項とし、同条第1項の次に5項を加える改正規定は平成29年4月1日から、別表の改正規定は農業協同組合法等の一部を改正

する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員の任期满了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い農地利用最適化推進委員の報酬の額を定め、及び農業委員会の会長等の報酬の額を改めるとともに、特別職の職員の非常勤のもの月額報酬の支給方法を改めようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について
盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
(盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第43条の次に次の1条を加える。

(平成29年度以降における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第44条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成29年3月31日において現に支給されているもの(以下「恩給条例による通算退職年金」という。)については、同年4月分以降、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第82条第2項の規定による通算退職年金(以下「旧共済法による通算退職年金」という。)の額が改定された場合には、恩給条例による通算退職年金の額を、旧共済法による通算退職年金の額の改定の例により算出して得た額に改定する。

2 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金(以下「恩給条例による通算遺族年金」という。)については、平成29年4月分以降、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第98条第1項の規定による通算遺族年金(以下「旧共済法による通算遺族年金」という。)の額が改定された場合には、恩給条例による通算遺族年金の額を、旧共済法による通算遺族年金の額の改定の例により算出して得た額に改定する。

(盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例(平成19年条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「職員」を「平成19年10月から平成29年3月までの分として職員」に改め、「平成19年10月分以降」を削り、同条に次の1項を加える。

2 平成29年4月以降の分として職員の遺族に支給する遺族扶助料については、恩給法第73条第1項の規定による扶助料の年額が改定された場合には、遺族扶助料の年額を、当該扶助料の年額の改定の例により算出して得た年額に改定する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

通算退職年金、通算遺族年金及び遺族扶助料の額の改定を、平成29年4月分以降、それぞれ地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による通算退職年金若しくは通算遺族年金又は恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料の額の改定の例により行おうとするものである。

議案第 20 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について
盛岡市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

(盛岡市市税条例の一部改正)

第1条 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第13条の2第1項中「次の表」を「次表」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

第2条 盛岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条中「」, 第45条の13, 第58条」の次に「, 第74条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第90条第1項」を「第74条の5第1項, 第90条第1項」に改める。

第36条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第73条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第73条第3項中「第443条第1項の規定によつて、軽自動車税」を「第445条第1項の規定により種別割」に、「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第73条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、

新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第74条の2を次のように改める。

（環境性能割の課税標準）

第74条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

第74条の2の次に次の5条を加える。

（環境性能割の税率）

第74条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第74条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第74条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第74条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第74条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第81条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要があると認めたものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第76条(見出しを含む。)及び第77条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第73条第2項」を「第73条の2第1項」に改め、同項第6号中「と認める」を「があると認めた」に改める。

第79条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第73条第2項」を「第73条の2第1項」に改め、同条第2項中「市長」を「, 市長」に改める。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「と認められる」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要があると認めたもの」を加え、「軽自動車税及び」を「種別割及び」に、「場合において軽自動車税の減免を必要と認める者」を「者のうち必要があると認めたもの」に、「軽自動車税を」を「種別割を」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第9号中「必要」の次に「がある」を加え、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第81条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要があると認めたもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「認める」を

「認めた」に、「第81条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条第1項中「認める」を「認めた」に改め、同条第2項及び第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第8条中「附則第13条」を「附則第12条の2」に改める。

附則第13条を附則第12条の2とし、同条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条の4 市長は、当分の間、第74条の7の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第12条の5 第74条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第12条の6 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第13条の2の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までを削る。

(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正

する。

附則第3条第5項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第75条及び新条例」を「盛岡市市税条例第75条及び」に改め、同項の表中「新条例」を削る。

(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表中「第90条第1項」を「第74条の5第1項、第90条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日

(2) 第1条中盛岡市市税条例第38条第1項及び附則第13条の2第2項から第4項までの改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条から第4条までの規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例附則第13条の2第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び法人市民税の法人税割の税率を改めるとともに、3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割を創設するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「（昭和25年法律第201号）」の次に「，長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号），都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を加える。

別表65の12の項中「（平成20年法律第87号）」を削り，同表65の14の項中「（平成24年法律第84号）」を削り，同表65の22の項の右欄第3号ア中「省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項において「第3基準適合性」という。）」を「第3基準適合性」に，「省令第1条第1項第1号ロに定める基準への適合性（以下この項において「第4基準適合性」という。）」を「第4基準適合性」に改め，同項を同表65の24の項とし，同項の次に次のように加える。

<p>65の25 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同令第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき，65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ，当該各号に定める額</p>
---	---------------------------------------	--

別表65の21の項の右欄第1号ア中「65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)」を「65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)」に改め，同号イ中「65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)」を「65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)」に改め，同号ウ中「65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)」を「65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)」に改め，同号エ(ア)中「65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)」を「65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)」に，「65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)」を「65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)」に改め，同号エ(イ)中「65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)」を「65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)」に改め，同項を

同表65の23の項とし、同表65の20の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項の右欄第1号ア中「65の22の項」を「65の24の項」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から65の22の項までにおいて「省令」という。)」を「省令」に改め、同号イ中「65の22の項」を「65の24の項」に改め、同号ウ中「65の22の項」を「65の24の項」に改め、「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。)」を削り、同号ウ(ア)中「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)及びロ(2)」に改め、同欄第2号イ中「65の21の項」を「65の23の項」に改め、同項を同表65の22の項とし、同表65の19の項の次に次のように加える。

<p>65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき、次に掲げる特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。)に係る建築物の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。65の22の項及び65の24の項において「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準への適合性(以下この項及び65の24の項において「第3基準適合性」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては40万6,000円、同号ロに定める基準への適合性(以下この項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。)に係る建築物</p>
---	-----------------------------	--

		<p>エネルギー消費性能適合性判定にあつては16万 1,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては58万円, 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては26万 1,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては71万 4,000円, 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては34万 1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては84万 4,000円, 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては40万 9,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては96万 2,000円, 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては48万円</p>
<p>65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき, 65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計(8の項の右</p>

<p>規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>		<p>欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、当該各号に定める額</p>
---	--	---------------------------------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について
盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 盛岡市訪問介護等手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

盛岡市訪問サービス及び通所サービス手数料条例

第1条中「訪問介護等」を「訪問サービス及び通所サービス」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「訪問サービス」とは、市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。

2 この条例において「通所サービス」とは、市が提供する法第8条第7項に規定する通所介護及び同条第17項に規定する地域密着型通所介護に準じて行う福祉サービスをいう。

第3条第1項中「訪問介護，介護予防訪問介護，」を削り，同条第2項各号を次のように改める。

(1) 訪問サービス又は通所サービスを受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同じの世帯に属する者である場合 無料

(2) 訪問サービス又は通所サービスを受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において，介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第1項の規定により算定した当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき（同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びに前号に掲げる場合を除く。）法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める訪問サービス又は通所サービスに要する費用の額（以下「算定額」という。）に100分の20を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額

第4条中「訪問介護，介護予防訪問介護又は」を削る。

第2条 盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

盛岡市通所サービス手数料条例

第1条中「訪問サービス及び」を削る。

第2条第1項を削り、同条第2項中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改め、同項を同条とする。

第3条第1項並びに第2項第1号及び第2号中「訪問サービス又は」を削る。

第4条中「訪問サービスの提供を受けた場合にあっては納入通知書の指定する期限までに、」及び「場合にあってはその」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市訪問サービス及び通所サービス手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第1項及び第2項（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に係る部分を除く。）の規定は平成18年4月1日から、新条例第2条第2項（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に係る部分に限る。）の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、平成18年4月1日以後に提供した新条例第2条第1項に規定する訪問サービス及び同条第2項に規定する通所サービスに係る手数料について適用する。この場合において、平成27年8月1日前に提供した当該訪問サービス及び当該通所サービスに係る手数料に係る新条例第3条第2項の適用については、同項中次表の左欄に掲げる字句は同表の当該右欄に掲げる字句とし、同日から平成28年3月31日までの間に提供した当該訪問サービス及び当該通所サービスに係る手数料に係る同項第2号の適用については、同条中「及び第42条の2第2項第2号に規定する」とあるのは「に規定する」とする。

読み替えられる字句	読み替える字句
(2) 訪問サービス又は通所サービスを受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第1項の規定により算定した当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき（同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びに前号に掲げる場合を除く。） 法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める訪問サービス又は通所サービスに要する費用の額（以下「算定額」という。）に100分の20を乗じて得た額	(2) 前号に掲げる場合以外の場合 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める訪問サービス又は通所サービスに要する費用の額に100分の
(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得	

た額	10を乗じて得た額
----	-----------

- 4 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に提供した新条例第2条第1項に規定する訪問サービス及び同条第2項に規定する通所サービスに相当するサービスについて徴収した当該サービスに係る手数料は、前項の規定により適用する新条例第3条第2項の規定により算定した手数料とみなす。

提案理由

訪問サービス及び通所サービスに係る手数料の額の算定の基準を改めるとともに、市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護並びに訪問サービスの廃止に伴い、これらに係る手数料を廃止しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について
盛岡市財政調整基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例
盛岡市財政調整基金条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「0.29」を「0.28」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基金に属する山林の一部を売却したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例について

盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例

盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」の次に「という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」）を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 令第5条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の改正に伴い、盛岡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の任期を定めようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表市営青山二丁目アパート6号館の項の次に次のように加える。

市営青山三丁目アパート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火4階建
----------------	----------	-----	-----------------	---------

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート2号館を設置しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について
盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例
盛岡市保育所条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表永井保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

提案理由

永井保育園を廃止しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例

盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

第3条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項第6号ア中「地方税法」を「各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法）に、「（以下「合計所得金額」という）」を「をいう。以下この項において同じ」に改め、同号イ中「同号に規定する市町村民税世帯非課税者」を「同号イ(1)」に、「この条」を「この項」に改め、同項第7号ア、第8号ア及び第9号ア中「合計所得金額」を「各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改める。

第21条第3号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第115条の47第5項の規定に基づき包括支援センターが法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の選定に関する事。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第13条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円
- (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円

ア 平成28年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、

租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。以下この項において同じ。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円

ア 平成28年の合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円

ア 平成28年の合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円

ア 平成28年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 14万4,500円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市介護保険条例附則第13条の規定は、平成29年度分の介護保険料について適用する。

提案理由

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴い、盛岡市介護認定審査会の委員の任期及び平成29年度における介護保険料の保険料率の特例を定めるとともに、介護予防・日常生活支援

総合事業の実施に伴い、盛岡市地域包括支援センター運営協議会の所掌事務を追加しようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について
盛岡市野球場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例

第1条 盛岡市野球場条例（平成16年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1号アの表及び別表第3号の表中「1日までごとに1日」を「使用する日ごとにその日」に改める。

第2条 盛岡市野球場条例の一部を次のように改正する。

第2条の表盛岡市市民野球場の項を削る。

別表第3号を削る。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市市民野球場を廃止しようとするものである。

議案第 29 号

藪川辺地総合整備計画の変更について

藪川辺地総合整備計画の一部を次のとおり変更するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

3の表中

公民館その他 集会施設	盛岡市	186,797		186,797	184,700	を
公民館その他 集会施設	盛岡市	254,286		254,286	250,300	に,
合 計		621,673	215,600	406,073	403,500	を
合 計		689,162	215,600	473,562	469,100	に

改める。

提案理由

藪川辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 30 号

盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立みたけ老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成29年6月1日から平成32年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 31 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成29年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成29年4月1日
- 3 契約の金額 金 9,258,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 宮城県仙台市青葉区南吉成一丁目11番地の16
氏名 菅 博 雄
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 32 号

盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

盛岡北部行政事務組合同規約（昭和39年岩手県指令39地第78号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により協議するものとする。

平成29年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

（盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約）

盛岡北部行政事務組合同規約（昭和39年岩手県指令39地第78号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区 分	負 担 割 合					
	均等割	関係市 町の区 域の人 口 割	高齢者 人口割	利用割	件数割	
一 般 管 理 事 務	% 15	% 85	%	%	%	
し尿処理に関する事務	10			90		
介護保険料の軽減に要する経費	その市町の軽減に要する額の25%					
介護保険 に関する 事 務	総 務 費	15		85		
	介護認定審査費	10		20	70	
	給 付 費	その市町の保険給付総額の12.5%				
	地域支援事業費	15		85		

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡北部行政事務組合の介護保険に関する事務に係る地域支援事業費の負担割合を変更するため、盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。